

地域密着型サービス（地域密着型通所介護）の指定状況について

介護保険法の改正に伴い、平成28年4月1日から小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）は、県が指定・監督する居宅サービスから、市が指定・監督する「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスに位置付けられました。

地域密着型サービスの指定にあたっては、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき、芦屋市地域密着型サービス運営委員会での諮問を経て指定するもの（努力義務として規定）ですが、

- ・第7次芦屋すこやか長寿プラン21（平成27～29年度）の整備計画で規定していないサービスであること
- ・事業の特性上、参加・参入しやすい形態であること

から、地域密着型通所介護の指定にあたっては、地域密着型サービス運営委員会への事後報告を行うものとして、現在までの間に、以下のとおり、新規の指定申請を受理し指定しましたので、当該指定状況を報告します。

1 地域密着型通所介護の指定状況

(1)平成28年12月1日付指定

法人名 株式会社リージョンスタンダード
事業所名 伊勢町の家
所在地 芦屋市伊勢町2-21
利用定員 10人（1単位）
サービス提供時間 8:30～17:30

(2)平成29年2月1日付指定

法人名 株式会社ライフシェア心人
事業所名 樹楽西芦屋
所在地 芦屋市津知町7-7
利用定員 10人（1単位）
サービス提供時間 9:00～17:00

(3)平成29年5月1日付指定

法人名 株式会社至誠人
事業所名 デイサロン椿東芦屋
所在地 芦屋市東芦屋町2-13-1F
利用定員 14人(2単位)
サービス提供時間 ①9:00~12:30
②13:30~17:00

2 今後の指定に関する取扱い

第7次芦屋すこやか長寿プラン21は、平成29年度までの計画であることから、今年度、計画の見直し作業に着手しているところであり、平成30年度以降は新たな整備計画に基づき基盤整備していくこととなります。

新たな計画が策定されるまでの間(平成29年度末まで)、新規で指定する場合における地域密着型サービス運営委員会で諮問する事業については、引き続き、整備計画に規定のある、

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む)
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

とし、地域密着型通所介護については、その指定状況を、直近の地域密着型サービス運営委員会で報告することとします。